

京都府医療審議会計画部会について

役 割	◆ 計画案の作成 ◆ 現状把握が必要な指標や設定が考えられる数値目標案等の検討
-----	--

※ 構成は基本的に下記のとおりとするが、検討テーマ、進捗状況に応じ、柔軟に追加、変更を行う。又、適宜、外部の学識経験者等の参画を得る。

	委員（案）	所属・役職	備 考
審 議 会 委 員	北川 靖	一般社団法人京都府医師会副会長	
	城守 国斗	一般社団法人京都府医師会副会長	
	香川 恵造	一般社団法人京都府病院協会会長	
	清水 鴻一郎	一般社団法人京都私立病院協会会長	
	三木 秀樹	一般社団法人京都精神科病院協会会長	
	安岡 良介	一般社団法人京都府歯科医師会会長	
	川勝 一雄	一般社団法人京都府薬剤師会会長	
	今西 美津恵	公益社団法人京都府看護協会会長	
	桂川 孝裕	京都府市長会社会文教部会長	
	汐見 明男	京都府町村会長	
	多々見 良三	京都府国民健康保険団体連合会理事長	
	中島 善行	健康保険組合連合会京都連合会常任理事	
	近藤 こずえ	全国健康保険協会京都支部企画総務グループ長	
	植田 進	京都府社会福祉協議会副会長	
	福居 顯二	京都府立医科大学特任教授	
八城 博子	一般財団法人京都予防医学センター評議員		
専 門 委 員	今中 雄一	京都大学大学院医学研究科	
	東 あかね	京都府立大学 大学院生命環境科学研究科教授	
	荻野 修一	一般社団法人京都府老人福祉施設協議会会長	
	大川原 徹	一般社団法人京都府介護老人保健施設協会会長	
	岡嶋 修司	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長	

（役職は平成 29 年 6 月 26 日現在）

〔設置根拠：医療法施行令〕

第 5 条の 1 9 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員 10 人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第 5 条の 2 1 審議会（医療審議会）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。